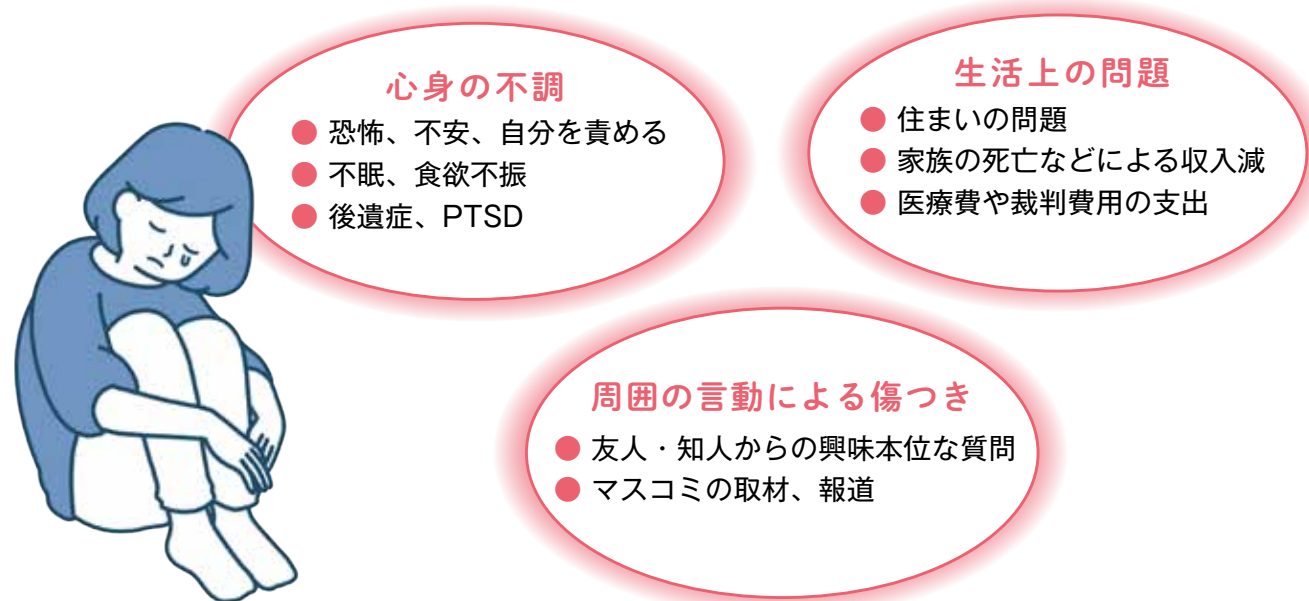


犯罪被害者等に寄り添うために

本市では、犯罪により被害を受けた人やその家族である犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的に、令和元年10月「四日市市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この条例をもとに、被害の早期回復・軽減に向けた支援や、犯罪被害への理解を促進するための啓発を行っています。

犯罪の被害に遭うと、けがを負わされるなどの直接的な被害だけでなく、さまざまな二次被害に苦しめられることがあります



市や関係機関の支援があります

本市の主な取り組み

市民協働安全課で相談を受け付けているほか、他部署や支援機関と連携した支援をしています。また、被害に遭った直後の経済的負担を軽減するため、支援金の支給や日常生活の支援制度を設けています。対象など、詳しくは、市ホームページをご覧ください。

他にも、犯罪被害者等支援についての理解が深まるように、講演会などの啓発活動をしています。



市ホームページ

支援機関

三重県警察本部 被害者支援室 (☎059-222-0110)

事件・事故の発生直後における犯罪被害者等の支援を行うほか、犯罪被害者等の特性に応じた相談や支援制度を運用しています。

みえ性暴力被害者支援センター「よりこ」

(☎059-253-4115、または#8891)

性暴力や性犯罪に遭った人の心身が少しでも早く回復できるよう、ワンストップでのケアを行っています。

みえ犯罪被害者総合支援センター (☎059-221-7830)

電話や対面での相談のほか、日常生活の支援、病院や裁判所などへの付き添いを行っています。



みえ犯罪被害者総合支援センターからのメッセージ

みえ犯罪被害者総合支援センターは、平成18年に設立し、犯罪被害者に対してさまざまな支援をしている団体で、今年で19年目を迎えます。

相談員が電話や対面で相談を受け付けます。その後、各種支援情報の提供や助言、法律相談（要予約）や心理相談（要予約）、関係機関などへの付き添い、日常生活の支援など、総合的な支援を実施します。

被害者の心身が少しでも早く回復できるよう、自己選択と自己決定を尊重し、応援します。

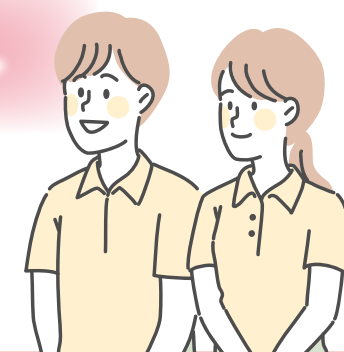
被害者本人だけでなく、家族や友人も相談できますので、どのような支援が必要なのかを、一緒に考えさせていただければと思います。



みえ犯罪被害者総合支援センターHP

犯罪被害者等が傷つき苦しんでいるとき、周囲の人のサポートが大きな支えになります

- 置かれている状況を理解し、親身になって話を聞く
- 無責任なうわさ話、詮索、SNSへの投稿をしない
- 支援制度を調べたり、講演会などに参加して理解を深める



犯罪被害を考える県民の集い ～四日市市犯罪被害者等支援条例制定5周年記念～

犯罪被害者等が置かれている状況と支援の必要性について理解を深め、二次被害を防止するなど、犯罪被害者等を支える地域社会の形成促進を目的として講演会を開催します。当日は犯罪被害者のご家族による講演のほか、本市条例や支援制度の説明、三重県警察音楽隊によるコンサート、犯罪被害者団体や支援機関によるパネル展示があります。

■ 講演 「想いと願い」

■ 講師 ^{わたなべ}渡邊達子さん、^{いさむ}渡邊勇さん（京都アニメーション放火殺人事件被害者のお母様、お兄様）

2019年7月18日、36人が犠牲となった「京都アニメーション放火殺人事件」で、渡邊達子さんと渡邊勇さんは、多くの作品の美術監督を務め、アニメーターの育成にも尽力された渡邊美希子さんを亡くされました。講師のお二人は大切な家族を突然奪われた苦しみを抱えながらも講演などを通じ、犯罪被害者等支援の重要性、必要性を幅広く訴え続けています。

■ 時 11月30日（土）14:00～16:30（13:30開場）

■ 所 文化会館第2ホール ■ 定 500人（先着順） ■ 料 無料

■ 申 11月22日までに、専用フォームから

■ 他 手話通訳、要約筆記あり



渡邊美希子さんが手がけた作品

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は 市民協働安全課 ☎ 354-8179 FAX 354-8316